

資料1. (案内図)

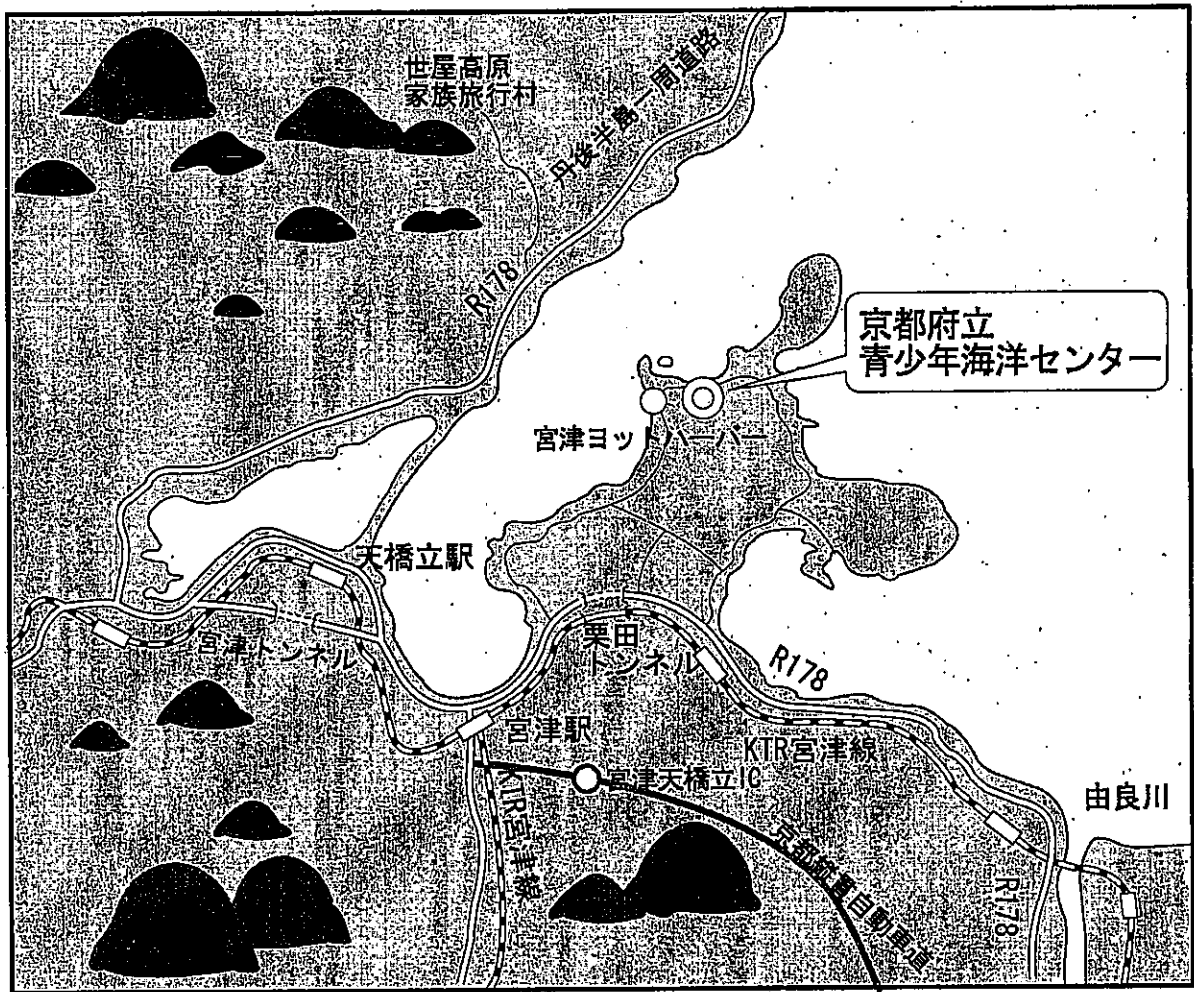
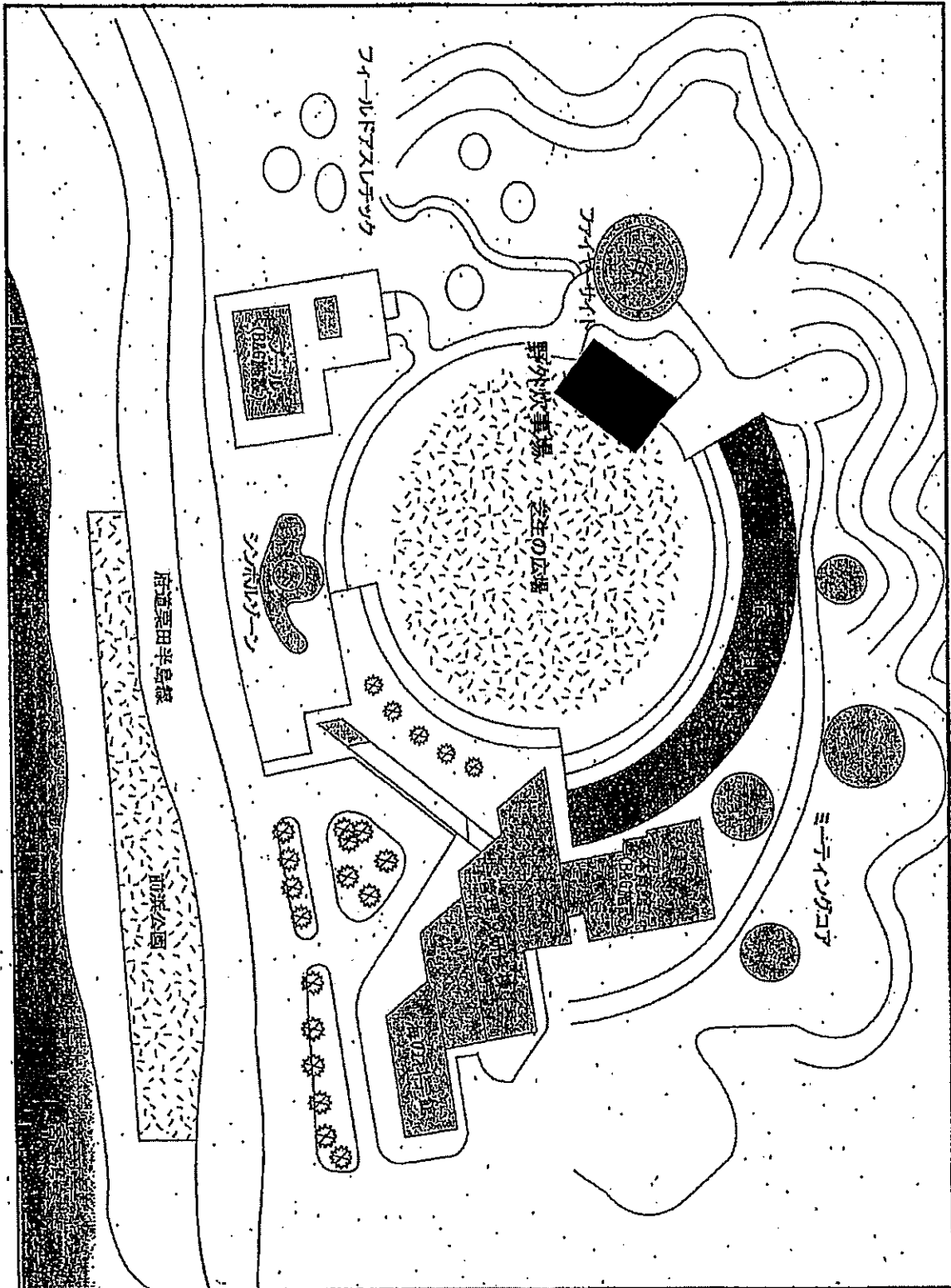
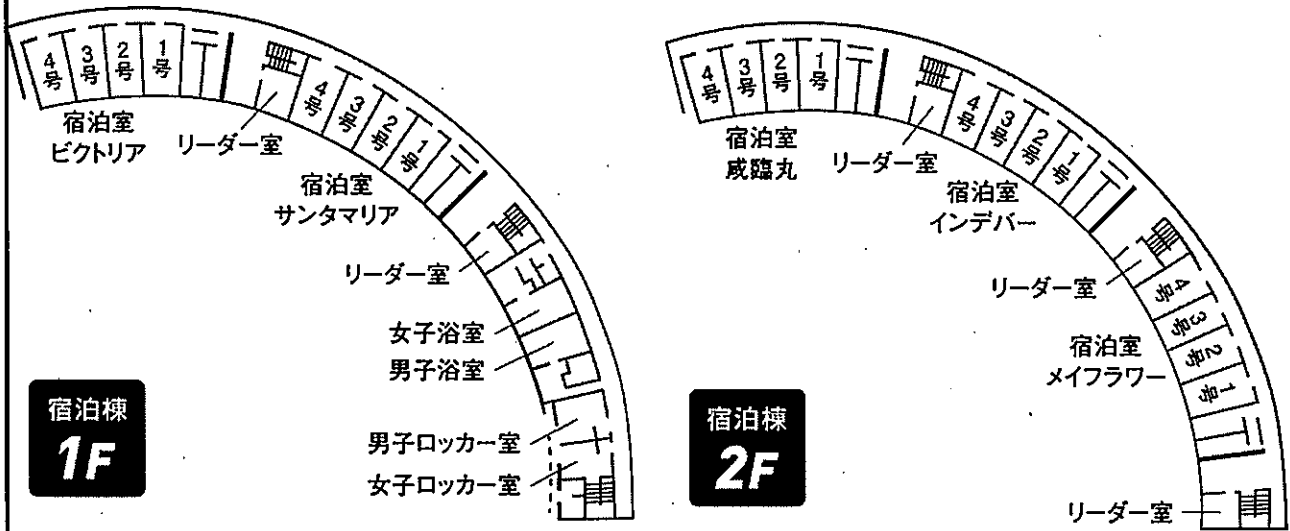


図2-1 (敷地図)

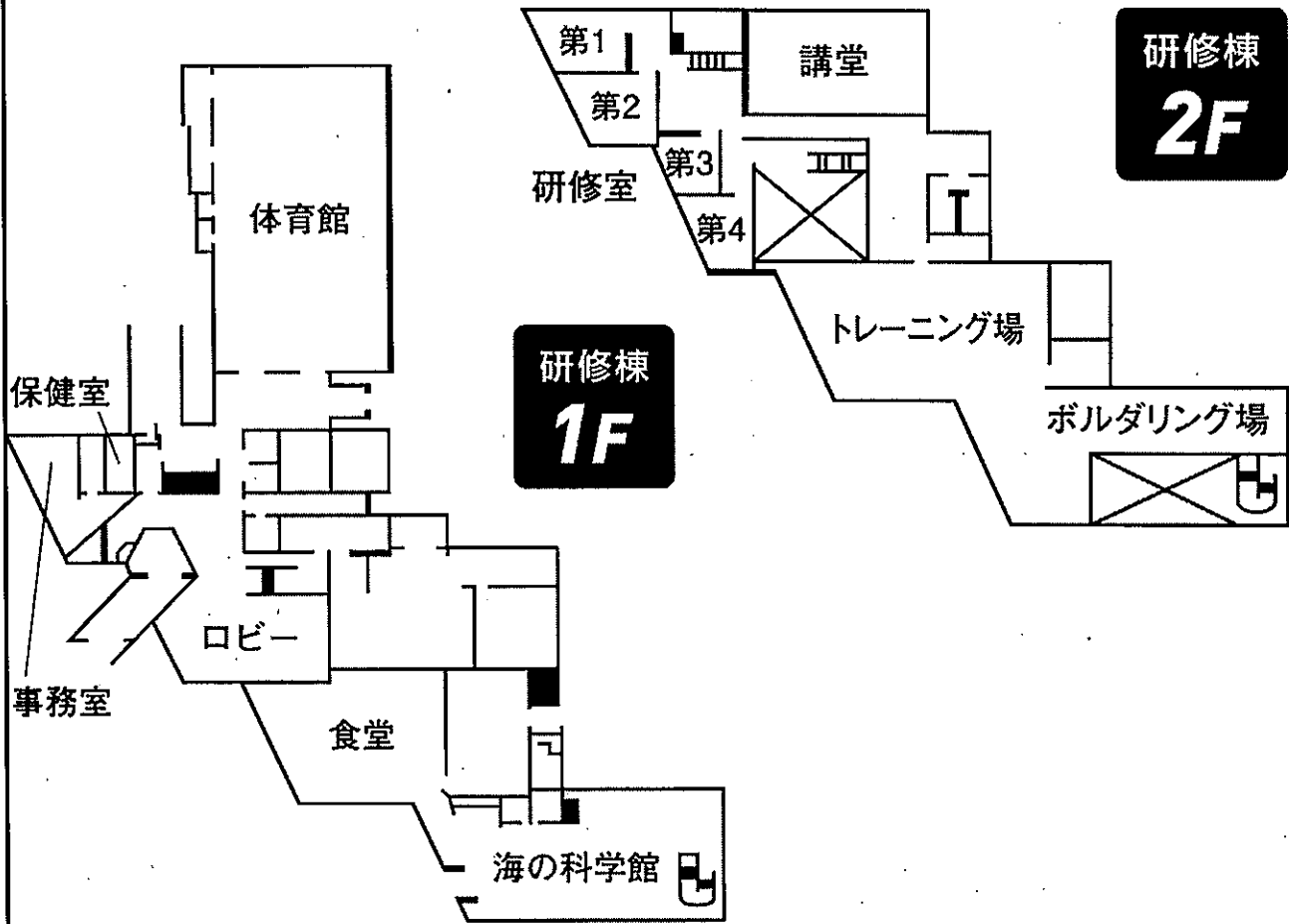


資料 2 - 2 (平面図)

●宿泊棟



●管理・研修棟



資料 3 (施設概要)

(1) 土 地

所 在 地		面 積	取得年月日	備 考
宮津市字田井小字大池	382番地 ほか86筆	41,792. ²² m ²	昭55. 10. 15	宮津市より 無償借受
"	813番地の1 ほか2筆	761. ²¹ m ²	昭63. 3. 31	府有地

(2) 建 物

種 目	構 造	面 積		取得年月日	備 考
		建物面積	延床面積		
研 修 棟	RC造2階建	1,842. ⁰⁰ m ²	3,233. ⁶⁷ m ²	昭57. 3. 25	管理研修棟、 海の科学館渡 り廊下を含む
宿 泊 棟	"	1,403. ¹⁰	2,651. ¹⁰	"	
案 内 所 ゲ ー ト	RC造平家建	42. ⁸⁰	42. ⁸⁰	"	
高架水槽	RC造	12. ⁹⁶	12. ⁹⁶	"	
車 庫	鉄骨造平家建	51. ²⁷	51. ²⁷	"	
シェルター	"	36. ⁷⁵	36. ⁷⁵	"	
自動車置場	"	17. ⁶²	17. ⁶²	"	
厨 房 下 処 理 室	CB造平家建	10. ⁹⁹	10. ⁹⁹	平11. 3. 16	
渡り廊下	S造	12. ⁰⁰	12. ⁰⁰	"	
四 阿	柱RC造 屋根S造	21. ⁶⁰	21. ⁶⁰	平16. 3. 25	
野外炊事 施設	RC造平家建	198. ⁹⁰	198. ⁹⁰	平30. 3. 28	
合 計		3,649. ⁹⁹ m ²	6,289. ⁶⁶ m ²		

主な施設・設備の規模

区分	規模
宿泊棟(宿泊定員225名)	
<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室(1室定員10名) 20室(1階 8室、2階 12室) ・リーダー室(1室定員5名) 5室(1階 2室、2階 3室) ・談話室(5室) ・浴室(男・女) ・ロッカー室(2室) 	<p>1室 42m²</p> <p>1室 30m²</p> <p>1室 42m²</p> <p>1室 45m²</p> <p>1室 35m²</p>
管理・研修棟	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修室 <ul style="list-style-type: none"> 第1研修室(40名) 第2研修室(40名) 第3研修室(20名) 第4研修室(20名) ・講堂(200名) ・事務室 ・所長室 ・保健室 ・宿直室(2室) ・休憩室 ・食堂(225名) ・案内所 ・海の科学館(1階、2階) トレーニング場 (設置機器:トレッドミル 2台、アップライトバイク 2台、鉄棒、クランチベンチ、バックエクステンション、ペックデック、ラットプルダウン、レッグエクステンション) ボルダリング場 	<p>56m²</p> <p>58m²</p> <p>38m²</p> <p>38m²</p> <p>180m²</p> <p>73m²</p> <p>19m²</p> <p>19m²</p> <p>1室 20m²</p> <p>19m²</p> <p>230m²</p> <p>14m²</p> <p>870m²</p> <p>機器10台</p> <p>(高さ2.3m×横10m)</p>
野外活動施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場 ・フィールドアスレチックコース ・ミーティングコア(4ヶ所) ・ファイヤーサイト(1ヶ所) ・遊歩道 ・前浜公園 ・野外炊事施設 	<p>直径約90m・約6,000m²</p> <p>14基</p> <p>1ヶ所直径約12m・約100m²</p> <p>直径約15m・約150m²</p> <p>約1km</p> <p>761m²</p> <p>約200m²</p>
駐車場	
約30台	
その他(指定管理対象外施設)	
<ul style="list-style-type: none"> 宮津市B&G海洋センター施設 ・体育館 (平成29年度末設置予定:空調設備、レスリングマット) ・プール(閉鎖中) 	<p>742m²</p> <p>(アリーナ面積 約595m²)</p> <p>25m×6コース(幼児用プール10m×6m)</p>

資料4 (利用実績)

(1) 施設利用者数

(単位：人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宿泊施設	小学生	4,758	4,616	682	2,477
	中学生	3,957	4,016	554	679
	高校生	2,258	2,017	405	239
	一般	3,995	4,043	439	619
	計	14,968	14,692	2,080	4,014
	団体数(参考)	159	162	35	55
ボルダリング場		1,652	824	242	367
トレーニング場		98	155	160	132
野外炊事場		1,004	2,149	111	645
研修施設		13,669 (327件)	14,772 (324件)	1,525 (40件)	2,770 (47件)
海の科学館		2,222	2,335	0	157
フィールドアスレチック		2,901	3,035	908	1,461
カッター		6,143	6,128	1,479	2,262

(2) カッター利用隻数

(単位：隻)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
隻数	355	361	89	161

(3) 月別の利用状況 (令和3年度実績)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊者数	37	0	280	1,009	634	0	1,262	132	27	54	0	579	4,014
カッター	39	0	273	500	0	0	1,450	0	0	0	0	0	2,262

1 施設の修繕実績(指定管理料)

<令和2年度実績>

修繕内容	金額	修繕内容	金額
アスレワイヤー修理	112,200	バイク修理	24,200
自動ドア修理	66,000	チェーンソー修理	1,980
温水水漏修理	26,620	防火シャッター修理	66,000
LED照明改修	94,710	ガス管修理	97,900
アスレ修理	182,035	天井修理	54,339
1号艇スウォート	175,835	揚水管修理	185,900
2号艇スウォート他	273,977	ボイラー送風機No1修理	360,800
誘導灯取替	189,640	誘導灯修理	60,929
船台キャスター	68,200	宿泊棟感知器取替修理	172,480
マリンピア号エンジン	19,156	防犯灯修理	49,500
宿泊棟LED	768,350	アスレチック排水管改修	806,300
誘導灯	59,136	雨水会所嵩上	61,600
誘導灯修理	60,929	絶縁油交換	144,683
誘導灯修理	30,800	誘導灯取替	32,593
船台受修理	27,500	シャワー室内壁改修	175,761
汚水管修理	16,610	給湯機修理	12,100
給湯管修理	212,300	蓄熱槽塗装修理	242,000
誘導灯修理	82,401	誘導灯 講堂	28,336
ライフジャケット掛改修	49,060	トイレ水栓取替	18,810
窓改修	960,807	宿泊棟他誘導灯	63,393
アスレチック修理	98,674	マイクロ車検	144,481
玄関灯取替	19,030	チェーンソー修理	1,760
マイクロ修理	22,138		
誘導灯修理	28,336		
通路誘導灯修理	30,800	合 計	6,714,289
洗濯室ファン修理	233,200	基本協定に定める修繕料	5,675,000

<令和3年度実績>

修繕内容	金額	修繕内容	金額
女子シャワー室補修	175,761	厨房給水栓・金具取替	46,860
アスレ修理	144,368	案内ゲート防水修理	759,000
誘導灯	89,936	宿泊棟玄関排風機修理	451,000
講堂マイクピン	11,800	アスレチック修理	88,917
東屋塗装	169,400	給水元弁修理	490,600
公用車バンパー修理	44,000	威臨丸リーダーファン修理	371,800
ミーティングコアコンクリート	687,014	誘導灯	92,400
ミーティングコア塗装	181,500	講堂フロアー	90,029
正面スロープ塗装	192,500	案内ゲート天井	21,612
LEDランプ取替修理	156,420	三方弁修理	990,000
宿泊棟トイレタイル	182,600	ボイラーマイコン修理	618,695
身障者トイレタイル	54,450	電流計交換	11,000
タイル追加分	75,153	外灯配線修理	151,800
ボイラー用送風機	352,000	保健室照明交換修理	28,270
ソーラー漏水修理	95,700	厨房入口	104,500
LEDランプ取替修理	152,075	科学館トイレタイル	112,750
船台修理	22,000	宿泊棟トイレタイル	95,150
サービスタンク室気管	361,625	宿泊棟追加タイル	59,862
アスレ修理	87,065	ミーティングコア土間打ち	824,960
トイレ手洗排水管取替	25,300	マイクロ車検	96,933
浴槽ポンプ電流計取替	13,750	宿泊棟2階談話室LED照明取付	39,600
サービスタンク追加修理	61,600		
		合 計	8,881,755
		基本協定に定める修繕料	5,675,000

2 施設の改修実績(京都府執行)

<令和2年度実績>

機械設備工事	111,918,400
電気設備工事	21,293,800

資料6 (活動プログラム)

現在実施されている主なプログラム

活 動 名	内 容
カッター活動	カッター潜艇活動 (小学5年生以上)
水泳 (海水浴)	青少年海洋センター前浜での水泳
磯観察	青少年海洋センター前海岸での磯観察
フィールドアスレチック	14ポイントのフィールドアスレチック
ハイキング	自然と触れあいながらの半島ハイキングなど
フィールドビンゴ	ビンゴゲーム形式での自然観察・学習
海藻押葉	採集した海藻を用いたクラフト (しおり等) 体験
ボルダリング	魚の形をしたホールドでのボルダリング体験
トレーニング	ランニングマシン等でのトレーニング
キャンプファイヤー	施設内ファイヤーサイトでのキャンプファイヤー
キャンドルファイヤー	歌やゲームを交えたキャンドルファイヤー (室内)
野外炊飯	カレー作り等の野外炊事体験
映写会	ビデオ・DVD・プロジェクターによる映写会及び研修会など
学習・研修・講演	講堂・研修室を利用した学習、研修等
体育館スポーツ	ボール類、レスリングマット等を用いたスポーツ

資料7（自主事業）

令和元年～3年度の自主事業実績は、以下のとおりです。

○令和元年度 自主事業(実績)

事業名	実施日	参加人員	内容
京都学生祭典イベント「ファイナダー越しの私の宮津」	令和元年6月22日～ 令和元年6月23日	53人	キャンプファイヤー・ランタン飛ばし等
赤十字水上安全法救助員養成講習Ⅱ	令和元年7月5日～ 令和元年7月7日	6人	赤十字水上安全法講習
カヌー体験教室	令和元年7月25日～ 令和元年7月26日	4人	カヌーの漕艇技術取得
カッター体験と野外炊事	令和元年8月22日～ 令和元年8月23日	9人	カッター漕艇技術向上と野外炊事
明治国際医療大学 ライフセービング実習	令和元年9月2日～ 令和元年9月6日	367人	ライフセービング講習
チャレンジ漁業体験パート2	令和元年10月19日～ 令和元年10月20日	25人	家族及びグループで定置網体験
施設無料公開①	令和元年10月6日	73人	施設のリニューアルに伴いボルダリング場・トレーニング場・フィールドアスレチックの無料公開
施設無料公開②	令和元年11月3日	168人	施設のリニューアルに伴いボルダリング場・トレーニング場・フィールドアスレチックの無料公開
家族利用DAY②	令和元年11月3日～ 令和元年11月4日	18人	家族単位での宿泊体験
施設無料公開③	令和元年12月1日	199人	施設のリニューアルに伴いボルダリング場・トレーニング場・フィールドアスレチックの無料公開
地域スポーツ団体合同事業 「親子のつどい」	令和2年2月8日～ 令和2年2月9日	30人	クラフト、親子交流レクリエーション
計		952人	

○令和2年度 自主事業(実績)

事業名	実施日	参加人員	内容
親子でカヌー体験	令和2年7月23日	11人	漕艇方法習得
	令和2年8月22日	6人	
親子で野外炊事	令和2年9月13日	7人	野外炊事場でカレー作り
子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業	令和2年10月3日	18人	自然散策・フィールドアスレチック・野外炊事
	令和2年10月4日	26人	
	令和2年10月25日	38人	
計		106人	

○令和3年度 自主事業(実績)

事業名	実施日	参加人員	内容
親子でカヌー体験	令和3年8月1日	16人	漕艇方法習得
親子で野外炊事体験	令和3年10月3日	4人	野外炊事体験及びフィールドアスレチック体験
家族利用DAY①	令和3年10月16日～ 令和3年10月17日	3人	家族単位での宿泊体験
施設無料公開①	令和3年11月14日	64人	ボルダリング場・トレーニング場・フィールドアスレチックの無料公開
家族利用DAY②	令和3年12月4日～ 令和3年12月5日	8人	家族単位での宿泊体験
施設無料公開②	令和3年12月5日	31人	ボルダリング場・トレーニング場・フィールドアスレチックの無料公開
マリンピアでクリスマス	令和3年12月19日	180人	ミニコンサート、飲食ブース、革クラフトブース
NPO法人地域型スポーツクラブ インボー合同事業 親子でニュースポーツ体験	令和4年2月23日	55人	ユニボッチャ・ウェルネスダーツ・卓球バレー・ウォーキングサッカー・車いすリレーの5種目を体験
計		361人	

資料 8 (施設管理に関する外部委託業務の内容・実績)

令和 3 年度実績

業 務 名	業 務 内 容	金 額 (千円)
食事提供業務	施設利用者の食事等提供 (給食及び喫茶のための調理、加工、盛付、配膳等)	-
設備管理業務及び清掃業務	設備管理業務 高圧変電設備・弱電設備・ 空気調和設備・給排水衛生設備・ 汚水排水設備・ソーラー設備・ 消防設備・斜行型階段昇降設備・ 自動ドア設備・浴槽設備 清掃業務 日常作業・定期清掃	19,885
安全管理業務 (警備業務)	警報機器の設置による防犯・火災監視 緊急対処及び警察・消防機関通報等	522
駐車場等周辺警備	7、8月の繁忙期における警備	416
車いす用段差解消機定期点検・年次法定点検	定期点検・法定点検	273
合計		21,096

資料9（現行料金設定）

○京都府立青少年海洋センター条例

別表第6条関係

（平3条例42・平11条例12・平17条例30・平19条例11・平28条例9・平29条例29・令元条例21・一部改正）

1 宿泊施設利用料金の上限の額

区分	利用料金の上限の額
小学校の児童	1人1泊につき 710円
中学校の生徒	1人1泊につき 910円
高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生	1人1泊につき 1,220円
一般の者	1人1泊につき 2,340円

備考

- この表において「小学校の児童」とは、学校教育法第1条に規定する小学校の児童（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部の児童を含む。）又はこれに準じる者をいう。
- この表において「中学校の生徒」とは、学校教育法第1条に規定する中学校の生徒（同条に規定する義務教育学校の後期課程、同条に規定する中等教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の中学部の生徒を含む。）又はこれに準じる者をいう。
- この表において「高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは高等専門学校の生徒若しくは学生（同条に規定する中等教育学校の後期課程又は同条に規定する特別支援学校の高等部の生徒を含む。）又はこれらに準じる者をいう。
- 学齢に達しない者については、利用料金を徴収しない（別表の2及び3において同じ。）。
- 暖房設備又は冷房設備を使用する場合は、実費相当額を加算することができる（別表の2において同じ。）。

2 研修施設利用料金の上限の額

使用時間	午前の部		午後の部		夜の部		全日	
	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
使用形態	A	B	A	B	A	B	A	B
施設等								
講堂	円 2,340	円 4,690	円 2,950	円 5,910	円 2,950	円 5,910	円 7,440	円 14,890
第1研修室	910	1,830	1,220	2,440	1,220	2,440	3,060	6,120
第2研修室	910	1,830	1,220	2,440	1,220	2,440	3,060	6,120
第3研修室	610	1,220	810	1,630	810	1,630	2,040	4,080
第4研修室	610	1,220	810	1,630	810	1,630	2,040	4,080
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額							

備考

1 使用時間区分中「全日」を除く2の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額、使用時間を延長した場合のその延長した時間に対する利用料金の上限の額及び講堂を部分使用する場合の利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

2 使用形態区分中「A」は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは特別支援学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらに準じる者（別表の3において「児童等」という。）が主たる利用者である場合をいい、「B」は「A」以外の場合をいう。

3 附属施設利用料金の上限の額

区分		利用料金の上限の額	
野外炊事施設	児童等	1人1回につき 250円	
	一般の者	1人1回につき 440円	
	団体	児童等	1人1回につき 200円
		一般の者	1人1回につき 360円
トレーニング場	児童等	1人1回につき 150円	
	一般の者	1人1回につき 250円	
	団体	児童等	1人1回につき 120円
		一般の者	1人1回につき 200円
ボルダリング場	児童等	1人1回につき 200円	
	一般の者	1人1回につき 350円	
	団体	児童等	1人1回につき 160円
		一般の者	1人1回につき 280円
フィールドアスレチックコース	児童等	1人1回につき 200円	
	一般の者	1人1回につき 350円	
	団体	児童等	1人1回につき 160円
		一般の者	1人1回につき 280円

備考 この表における団体は、20人以上の団体に限るものとする。

○京都府立青少年海洋センター条例施行規則

別表第1（第3条関係）

（昭62規則17・平4規則21・平11規則10・平17規則45・平19規則18・平19規則39・平28規則8・令元規則20・一部改正）

附属設備の利用料金の上限の額

区分	附属設備器具名	単位	1使用時間区分（「全日」を除く。）の利用料金の上限の額	「全日」の利用料金の上限の額
活動設備	カッター	1人 1回	200円	—
映写設備	ビデオテーププレーヤー（テレビ付き）	1台	1,220円	3,060円
	映写機(16ミリ)	1台	1,220円	3,060円
	映写機(8ミリ)	1台	610円	1,530円

	スライド映写機	1台	610円	1,530円
複写設備	複写機	実費相当額		

備考 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらに準じる者が主たる利用者である場合の利用料金の額は、この表（複写設備の項を除く。）の各附属設備器具の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額とする。

別表第2(第4条関係)

(平17規則45・一部改正)

条例別表備考に規定する利用料金の上限の額

種別		利用料金の上限の額
2の部にわたって引き続き使用する場合		各部の利用料金（条例別表の2の各施設等の利用料金をいう。以下この表において同じ。）の合計額に10分の9を乗じて得た額
使用時間を延長した場合		延長使用時間1時間(1時間未満は1時間とみなす。)につき、当初に使用の承認を得た部に引き続き部（当初に使用の承認を得た部が夜の部の場合にあつては、夜の部）の利用料金の額に10分の2を乗じて得た額
講堂を部分使用する場合	講堂の床面積の3分の1の使用	講堂の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額
	講堂の床面積の3分の2の使用	講堂の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額

資料10 (収入実績)

(1) 過去3ヶ年の収入実績

(単位：円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
宿 泊 施 設	小学生	3,155,800	465,405	1,722,460
	中学生	3,547,060	486,850	581,945
	高校生	2,423,000	492,270	288,530
	一 般	9,250,550	1,027,260	1,448,460
	計	18,376,410	2,471,785	4,041,395
研修施設		668,490	69,097	95,527
ボルダリング		152,590	45,505	64,190
トレーニング場		35,500	31,275	31,500
フィールドアスレチック		530,595	158,960	257,680
野外炊事場		512,355	31,065	155,385
カッター		616,800	148,300	226,900
カッター以外附属備品		2,044,040	392,050	689,560
合 計		22,936,780	3,348,037	5,562,137

(2) 月別の収入状況 (令和3年度実績)

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
収入額	85	0	388	1,364	958	0	1,561	312	48	95	7	745	5,562

資料 1 1 (収支決算等)

令和元年度～3年度の収支決算

(単位:円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
収入項目	府指定管理料	83,349,000	110,471,910	98,252,890	
	利用料金収入	21,712,125	3,348,037	5,545,097	
	その他収入(食堂使用料収入)	4,350,637	714,094	1,271,182	
	その他収入(物品売上収入)	332,150	35,850	101,900	
	その他収入(雑収入)	639,555	2,426,832	287,262	
	前期繰越収支差額	0	0	0	
	収入合計(A)	110,383,467	116,996,723	105,458,331	

(単位:円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考	
支出項目	人件費	報酬	0	0	3,382,124	
		給料	25,499,509	26,380,200	21,660,060	
		職員手当等	14,314,394	13,280,362	16,968,589	
		健康保険料等	6,509,739	6,460,854	6,144,940	
		福利厚生費	2,226,310	2,257,350	1,910,682	
		計	48,549,952	48,378,766	50,066,395	
	物件費	賃金	5,245,268	2,888,456	4,715,240	繁忙期臨時職員賃金
		報償費	31,594	27,324	7,000	
		旅費	240,961	207,217	346,682	
		需用費	25,957,750	19,446,255	21,795,089	
		消耗品費	2,715,692	2,786,239	3,289,605	事務用品等
		食糧費	6,912	0	0	
		印刷製本費	596,374	724,680	361,790	パンフ印刷等
		燃料費	3,311,647	1,431,549	798,775	重油
		光熱水費	12,982,732	7,789,498	8,463,164	電気・ガス・上下水道料金
		修繕料	6,344,393	6,714,289	8,881,755	
		役務費	4,320,081	3,265,116	3,310,230	
		通信運搬費	484,747	371,568	447,737	電話代他
		広告料	409,290	269,238	335,238	
		手数料	2,609,904	2,105,830	2,300,278	クリーニング料他
		保険料	816,140	518,480	226,977	施設保険料
		委託料	19,822,930	19,086,892	21,095,602	施設管理・清掃委託
		使用料及び賃借料	3,953,948	2,568,866	3,552,346	寝具等賃借料
		その他経費	446,042	379,171	428,855	負担金、公課費、物品仕入費
		計	60,018,574	47,869,297	55,251,044	
	消費税	4,182,784	6,648,870	5,125,646		
	支出合計(B)	112,751,310	102,896,933	110,443,085		
収支差額(A) - (B)	△ 2,367,843	14,099,790	△ 4,984,754			

資料 1 2 (利用料金の減免状況)

令和 3 年度実績

(単位: 円)

減 免 規 定		件 数	減 免 金 額
京都府立青少年海洋センター条例 第 7 条	第 1 号	5	2, 0 7 5
	第 2 号	3 3 3	8 4, 4 0 0
	第 3 号	4 1	1 1, 3 7 5
計		3 7 9	9 7, 8 5 0

【利用料金の減免に関する規定】

○京都府立青少年海洋センター条例

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の入所児童が使用するとき。
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第 2 条に規定する保護者の子女のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒が使用するとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、規則で定めるとき。

○京都府立青少年海洋センター条例施行規則

(利用料金の減免)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当するときは、利用料金の半額を免除する。

2 条例第 7 条第 3 号の規定により利用料金を減免する場合及び減免する額は、次のとおりとする。ただし、条例別表の 3 の表に規定する団体の利用料金を適用する場合にあつては、この限りでない。

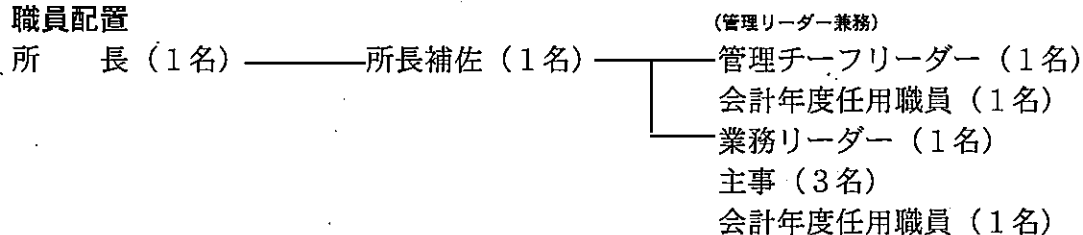
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（以下この号及び次号において「障害者」という。）を対象とする障害者の福祉の増進を図るための研修会、講習会その他これらに類する催しに使用するとき 半額
- (2) 障害者が条例別表の 3 の表に掲げる附属施設を個人使用するとき 半額
- (3) 児童等（引率者を含む。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは高等専門学校（同条に規定する特別支援学校の小学部、中学部又は高等部を含む。）又はこれらに準じる学校（以下「小学校等」という。）の教育課程における活動又は小学校等の長が認める教育課程における活動以外の活動として海の科学館を使用するとき 半額
- (4) 小学生（学校教育法第 1 条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程

及び同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。)の児童をいう。)若しくはこれに準じる児童若しくはこれらの者以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「小学生等」という。)を扶養する当該小学生等の父母若しくは祖父母(府内に住所を有する者に限る。)又は府内に住所を有する父母に扶養される小学生等の祖父母が、当該小学生等とともに条例別表の3の表に掲げる附属施設を使用するとき 当該父母又は祖父母のうち1人に係る利用料金の全額

(5) 前各号に定めるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき 10分の10以内

資料13 (職員配置等)

1 職員配置



2 事務分担

職 名	人数	事 務 分 掌	備考
所 長	1	・ 総括責任者	
所長補佐	1	・ 施設長事務補佐に関すること ・ 予算及び財産の維持、出納員に関すること ・ 職員の人事、服務、給与、勤務条件に関すること ・ 公印の保管に関すること	
管理チーフ リーダー	1	・ 管理事務の総合調整に関すること ・ 施設の補修整備計画に関すること ・ 施設会計の予算、決算及び経理事務に関すること ・ 施設利用事務の統括に関すること ・ 現金の出納に関すること ・ 再委託業者の指導監督に関すること ・ 消防その他防災管理に関すること	
管理リーダー	1	・ 施設利用及び大学生協利用料徴収事務に関すること ・ 再委託契約に関すること ・ 給与、旅費支給、証紙郵券管理に関すること ・ 物品調達、管理、文書收受、編纂に関すること ・ 職員の福利厚生に関すること	
業務リーダー	1	・ 業務部門の統括及び運営に関すること ・ 業務部門事務の総合調整に関すること ・ 施設利用団体の受付、承認事務の統括に関すること ・ 施設利用団体の活動指導及び助言の統括に関すること ・ 自主・主催事業の統括に関すること ・ 施設利用団体の利用料計算に関すること	
業務主事	3	・ 施設利用団体の受付、承認事務に関すること ・ 利用団体の事前協議、活動指導に関すること ・ 海洋活動 (カッター、カヌー等) の活動指導および整備管理に関すること ・ 主催事業の運営に関すること ・ 利用団体の活動用資機材の整備に関すること ・ 芝生の広場及び付属施設・設備の整備管理に関すること ・ ホームページ、SNS等 IT 関係に関すること	
会計年度 任用職員	2	・ 管理・業務部門全般の補助に関すること ・ 施設利用料徴収事務の補助 ・ 利用受付業務補助	

3 運営上の資格、免許等

- 中型自動車免許(マイクロバス) 4名
- 小型船舶操縦士(カッター監視艇) 8名
- センター・インストラクター(B&G海洋性レクリエーション指導員・B&G財団認定資格) 3名
- レクリエーション・インストラクター((財)レクリエーション協会認定資格) 2名

資料14

賃貸借料

区 分	金 額(税別)
カッター保管場所賃貸借料	1艇につき147,000円(年額)
監視艇保管場所賃貸借料	1艇につき147,000円(年額)
施設艇庫賃貸借料	60,000円(年額)

使用料

区 分	金 額(税別)	
フォークリフト使用料	作業1回につき500円	
スロープ又は揚降機使用料	1日につき2,000円	
カッター棧橋使用料	午前 (9:00~12:00)	1艇につき1,000円
	午後 (13:00~17:00)	1艇につき1,000円
監視艇棧橋使用料	無料	

(備考) 荒天時や田井宮津ヨットハーバーの他の利用状況によりカッター等を揚降する場合は、フォークリフト、スロープ及び揚降機の使用料は無料